

◎新潟県告示第1277号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月8日

新潟県知事 米 山 隆 一

氏 名	名 称	所 在 地	廃止年月日
酒井 克敏	幸町保健整骨院	長岡市幸町3-8-9 吉沢ビル1F	平成29年11月9日